

立川市交通結節推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、立川市交通結節推進協議会規約第6条の規定に基づき、立川市交通結節推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局には事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、まちづくり部交通対策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、まちづくり部交通対策課職員をもって充てる。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、立川市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第5条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、立川市において定められている公印の取扱いの例による。

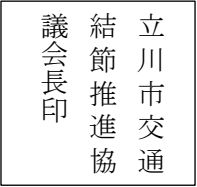
(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
立川市交通結節推進協議会長印		てん書	正方形 21	会長名をもって発する文書	1	事務局長